

屋久島町光ブロードバンド整備事業

仕 様 書

平成 3 1 年 4 月

屋 久 島 町

1. サービス要求に関する基本的事項

(1) 整備対象エリア

屋久島島内全域 平成31年度（屋久島・小瀬田・安房・尾之間交換局）

平成32年度（永田・栗生・一湊交換局）

(2) 既存サービス状況

- ・提供方式ADSL47Mbps（ベストエフォート）
- ・運営事業者 民間の通信事業者
- ・提供地域 屋久島町全域
- ・利用状況 一部の世帯

2. サービス要求仕様

サービスに関して本町が求める要件は次のとおりとする。

(1) サービスの対象地域要件

サービス対象地域については、地域特性、居住地域等を考慮し、整備の基本的な考え方と具体的な整備ルート（エリア）を提示すること。

(2) 事業期間

協定書締結から平成33年3月31日までとする。

(3) サービスの要件

①サービスの定義

・負担金の交付を受けた通信事業者（以下、交付事業者）が提供するサービス若しくは交付事業者が提供するサービスを利用して、交付事業者以外の通信事業者が提供するサービス。

②光ブロードバンドサービス

- ・ベストエフォート型の最大概ね1Gbpsの通信速度を提供できること。
- ・企業誘致を考慮し、全国でVPN（Virtual Private Network）を構築できること。また、本サービスは、インターネットを介さないことが望ましい。
- ・将来的な拡張並びにIPアドレス枯渇問題を考慮し、IPv6に対応できることが望ましい。

③IP電話サービス

- ・現在利用中の電話番号を変更せずに利用できること。
- ・電話に関する付加サービスについても、現在利用中の付加サービスを概ね利用できること。

④保守・アフターサービス

- ・故障受付については、24時間365日対応可能であること。
- ・光ブロードバンドサービスに関するヘルプデスクを設置すること。
- ・事業完了後のサービス提供に関する維持管理運営及び設備の更新等について、全て事業者負担で実施すること。

⑤その他

- ・本事業において、利用者が事業者の需要予定数に満たない場合においても、安定的かつ継続的なサービス提供が可能であること。また、町に追加負担を求めないこと。
- ・本事業にて整備した提供エリアにおいて、サービス提供に必要な設備の最大収容数よ

り多くの利用希望が発生した場合は、事業者負担にて設備を増設すること。

- ・光IPサービス提供装置までの伝送路（伝送装置含む中継区間）についてはサービス停止の影響を考慮し、冗長構成（二重化）とすること。

- ・インターネットのウイルス侵入防止と感染時の駆除，迷惑メールやフィッシング詐欺対策に対応したセキュリティ機能を有していること。

- ・光ブロードバンドサービスを効果的に利活用したサービスの提案を行うこと。ただし，今回の事業に含めないものとする。

- ・事業の実施にあたっては，高度無線環境整備推進事業の活用を基本とすること。

3. 構築設備に関する要求仕様

本事業は，事業者が整備する光ブロードバンドの設備構築及びその維持運用に対して，一定の費用を負担するものである。なお，事業者が整備し，その後，事業者が保有・維持管理するこれらの設備に関して詳細な仕様は特に要求せず，「2. サービス要求仕様」に記載のサービスを実現できる設備仕様であること。

4. 遵守事項

屋久島町例規を遵守すること。